
令和 4 年 1 2 月

砺波市議会定例会議案

令和 4 年 1 2 月 1 日

砺波市議会 1 2 月定例会

令和4年12月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第62号	令和4年度砺波市一般会計補正予算（第6号）	1
2	議案第63号	令和4年度砺波市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
3	議案第64号	令和4年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	9
4	議案第65号	令和4年度砺波市水道事業会計補正予算（第1号）	11
5	議案第66号	令和4年度砺波市下水道事業会計補正予算（第1号）	12
6	議案第67号	令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第4号）	13
7	議案第68号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	14
8	議案第69号	砺波市職員の給与に関する条例等の一部改正について	22
9	議案第70号	砺波市職員定数条例の一部改正について	47
10	議案第71号	砺波市職員の定年等に関する条例の一部改正について	48
11	議案第72号	財産の無償譲渡について	59
12	議案第73号	指定管理者の指定について	60
13	議案第74号	指定管理者の指定について	61
14	議案第75号	指定管理者の指定について	62
15	議案第76号	市道路線の認定及び廃止について	63
16	報告第10号	専決処分の報告について	64
	専決処分第6号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について	64

議案第 6 2 号

令和 4 年度砺波市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度砺波市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 4, 0 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 6 9 2, 7 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,221,678	36,806	3,258,484
	1 国庫負担金	1,679,324	14,776	1,694,100
	2 国庫補助金	1,515,309	22,030	1,537,339
15 県支出金		2,521,603	20,779	2,542,382
	1 県負担金	697,857	7,388	705,245
	2 県補助金	1,734,973	8,348	1,743,321
	3 委託金	88,773	5,043	93,816
17 寄附金		24,202	16,000	40,202
	1 寄附金	24,202	16,000	40,202
18 繰入金		2,282,545	△ 995,031	1,287,514
	1 基金繰入金	2,282,545	△ 995,031	1,287,514
19 繰越金		271,753	1,158,689	1,430,442
	1 繰越金	271,753	1,158,689	1,430,442
20 諸収入		938,035	1,262	939,297
	6 雑入	152,315	1,262	153,577
21 市債		1,115,800	5,500	1,121,300
	1 市債	1,115,800	5,500	1,121,300
補正されなかった款項に係る額		14,073,159	—	14,073,159
歳入合計		24,448,775	244,005	24,692,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		202,799	479	203,278
	1 議会費	202,799	479	203,278
2 総務費		2,416,085	128,880	2,544,965
	1 総務管理費	1,768,084	118,837	1,886,921
	2 徴税費	263,235	2,100	265,335
	3 戸籍住民基本台帳費	140,953	1,300	142,253
	4 選挙費	19,814	5,043	24,857
	6 監査委員費	27,614	300	27,914
	7 交通対策費	194,229	1,300	195,529
3 民生費		7,273,700	55,666	7,329,366
	1 社会福祉費	2,834,281	12,744	2,847,025
	2 児童福祉費	4,278,787	36,777	4,315,564
	3 生活保護費	160,612	6,145	166,757
4 衛生費		3,386,710	△ 5,575	3,381,135
	1 保健衛生費	1,252,180	△ 5,804	1,246,376
	3 繰出金	1,463,499	229	1,463,728
6 農林水産業費		2,162,341	3,323	2,165,664
	1 農業費	1,478,656	4,623	1,483,279
	2 林業費	106,586	100	106,686
	3 農業土木費	577,099	△ 1,400	575,699
7 商工費		1,114,957	△ 5,300	1,109,657
	1 商工費	1,114,957	△ 5,300	1,109,657

8 土木費		2,177,334	4,900	2,182,234
	1 土木管理費	53,136	2,900	56,036
	2 道路橋りょう費	878,121	△ 900	877,221
	4 都市計画費	1,043,094	2,900	1,045,994
9 消防費		790,178	2,481	792,659
	1 消防費	790,178	2,481	792,659
10 教育費		2,188,833	59,151	2,247,984
	1 教育総務費	180,047	2,042	182,089
	2 小学校費	428,934	34,840	463,774
	3 中学校費	217,733	16,660	234,393
	5 社会教育費	650,433	△ 197	650,236
	6 保健体育費	552,847	5,806	558,653
補正されなかった款項に係る額		2,735,838	—	2,735,838
歳 出 合 計		24,448,775	244,005	24,692,780

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
砺波市出町子供歌舞伎曳山会館指定管理委託	令和5年度から 令和9年度まで	71,300
夢の平コスモス荘、砺波市夢の平ペアリフト 及び夢の平公園指定管理委託	令和5年度から 令和7年度まで	66,000
砺波市温水プール指定管理委託	令和5年度から 令和9年度まで	120,695
学校給食配送業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	36,267
散居景観保全事業及び農業農村整備事業補助	令和5年度	9,300
施設保守管理業務委託等	令和5年度	759,609

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
道路交通安全施設整備事業債	0	2,200	2,200	補正前に変わらず(普通貸借又は証券発行)	補正前に変わらず(5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率))	補正前に変わらず(借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、市財政の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。)
防災対策事業債	46,700	3,300	50,000			
補正されなかった地方債	1,069,100	—	1,069,100			
計	1,115,800	5,500	1,121,300			

議案第 63 号

令和 4 年度砺波市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度砺波市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 409 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,097,409 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 12 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		3,053,850	180	3,054,030
	1 県負担金	3,046,699	180	3,046,879
5 繰入金		250,595	229	250,824
	1 一般会計繰入金	220,927	229	221,156
補正されなかった款項に係る額		792,555	—	792,555
歳入合計		4,097,000	409	4,097,409

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,433	409	23,842
	1 徴税費	7,263	409	7,672
補正されなかった款項に係る額		4,073,567	—	4,073,567
歳出合計		4,097,000	409	4,097,409

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期間	限度額
電算保守管理等業務委託		令和5年度	3,020

議案第 6 4 号

令和 4 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算保守管理業務委託	令和5年度	1, 2 8 5

議案第65号

令和4年度砺波市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度砺波市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度砺波市水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等業務委託	令和5年度	18,900千円

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第66号

令和4年度砺波市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度砺波市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度砺波市下水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等業務委託	令和5年度	30,500千円

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第67号

令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度砺波市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和4年度砺波市病院事業会計予算第5条に定めた表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
図書購入	令和5年度	7,500千円
医療器械等賃借	令和5年度	11,772千円
施設保守管理等業務委託	令和5年度	271,923千円

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第 68 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定する。

令和 4 年 12 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(公益的法人等への砺波市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益的法人等への砺波市職員の派遣等に関する条例（平成 16 年砺波市条例第
23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の
6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、
同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 砺波市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により
異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督
職を占める職員

(砺波市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 砺波市職員の分限に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 25 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 条中「職員の休職」の次に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び
降給」に改める。

第 2 条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 職員が、法第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は法第 28 条の 2 第
1 項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合においては、これを降給するこ
とができる。

第 3 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「若し
くは免職する」を「免職し、若しくは降給する」に改め、同条第 2 項中「若しくは免
職」を「、免職若しくは降給」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

(降給に関する経過措置)

5 砺波市職員の給与に関する条例（平成16年砺波市条例第39号）附則第22項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

6 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（砺波市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 砺波市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年砺波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年砺波市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項及び第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項、第4条第2項並びに第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（砺波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 砺波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年砺波市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 砺波市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第14条第1項の表第7条第1項の項を削り、同表第19条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第3条第2項の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条第1項の表第19条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表中

「

第36条	再任用職員	任期付短時間勤務職員	を
------	-------	------------	---

」

第 3 6 条 第 1 項	第 6 条第 3 項から第 1 0 項まで及び第 1 4 条から第 1 8 条まで	第 1 4 条から第 1 8 条まで	に改め、
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	

同条第 2 項の表第 3 条第 2 項の項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 0 条第 2 号中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 2 2 項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員に関する読替え)

7 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第 2 2 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(砺波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 砺波市職員の給与に関する条例(平成 1 6 年砺波市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第 7 条 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第 3 号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「その者」を「当該職員」に改める。

第 2 4 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第31条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第34条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第36条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第14条」を「第6条第3項から第10項まで及び第14条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

22 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

23 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 砺波市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年砺波市条例第 号）による改正前の砺波市職員の定年等に関する条例（平成16年砺波市条例第26号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 砺波市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 砺波市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

24 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる

ものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2ア 医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第2イ 医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月 額						
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第2ウ 医療職給料表（3）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月 額					
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

（砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第7条 砺波市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年砺波市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（砺波市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第8条 砺波市職員等の旅費に関する条例（平成16年砺波市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年砺波市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は」に改める。

（砺波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 砺波市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年砺波市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第11条 砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年砺波市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「砺波市職員の給与に関する条例（平成16年砺波市条例第39号。以下「給与条例」という。）第7条第1項の規定を準用する」を「当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする」に改め、同条第2項中「給与条例第7条第2

項」を「砺波市職員の給与に関する条例（平成16年砺波市条例第39号。以下「給与条例」という。）第7条第2項」に改める。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（砺波市職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 砺波市職員の再任用に関する条例（平成16年砺波市条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- （2） 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （3） 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （4） 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（公益的法人等への砺波市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の公益的法人等への砺波市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（砺波市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第6条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第22項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第6条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される砺波市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の

規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される砺波市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第2項及び第24条第2項の規定を適用する。
 - 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第31条第3項の規定を適用する。
 - 5 新給与条例第34条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
 - 6 砺波市職員の給与に関する条例第6条第3項から第10項まで及び第14条から第18条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第7条 砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第6条、第7条及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第 69 号

砺波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

砺波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 12 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(砺波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 砺波市職員の給与に関する条例（平成 16 年砺波市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 105」に、「100 分の 115」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 115、12 月に支給する場合には 100 分の 125」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 45、12 月に支給する場合には 100 分の 50」に、「100 分の 55」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 55、12 月に支給する場合には 100 分の 60」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900

32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				

104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表（1）

（単位 円）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	

32	352,700	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		

68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

（単位 円）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						

再任用 職員以 外の職 員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800

37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		

73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				

	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、栄養士その他市長の定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

（単位 円）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職 員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300

24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300

60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		

96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				

132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					

	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用する。

第2条 砺波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に、「、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に、「、6月に支給する場合には100分の55、12月に支給する場合には100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正)

第3条 砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成16年砺波市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 砺波市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年砺波市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第6条 砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

第7条 砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年砺波市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

（単位 円）

職種 の 区分	行政職 1		行政職 2			医療職 1		医療職 2			医療職 3		
	1 級	2 級	1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	
職務 の 級													
号給	給料月額	給料月額											
1	150,100	198,500	136,200	187,400	208,500	253,600	338,400	155,100	191,500	226,800	169,900	197,000	
2	151,200	200,300	137,100	188,700	209,700	256,100	341,400	156,500	193,100	228,400	171,300	198,900	
3	152,400	202,100	138,100	190,100	211,100	258,600	344,200	157,900	194,700	230,000	172,800	200,900	
4	153,500	203,900	139,000	191,300	212,300	261,100	347,100	159,300	196,300	231,600	174,200	202,800	
5	154,600	205,400	140,000	192,300	213,600	263,300	349,800	160,500	197,800	233,000	175,600	204,900	
6	155,700	207,200	141,000	193,800	215,000	267,100	352,800	162,300	199,300	234,600	177,100	206,900	
7	156,800	209,000	142,000	195,200	216,400	270,900	355,900	164,000	200,900	236,100	178,600	209,100	
8	157,900	210,800	143,000	196,500	217,800	274,700	358,700	165,600	202,400	237,700	180,100	211,200	
9	158,900	212,400	143,800	197,900	219,100	278,300	361,100	167,200	204,000	238,600	181,300	213,200	
10	160,300	214,200	144,800	198,900	220,700	282,300	363,700	168,900	205,700	240,000	183,000	214,600	
11	161,600	216,000	145,800	200,200	222,300	286,300	366,400	170,500	207,300	241,400	184,600	216,000	
12	162,900	217,800	146,900	201,200	223,700	290,300	369,200	172,300	209,000	242,500	186,100	217,200	
13	164,100	219,200	147,700	202,400	224,900	294,000	372,100	173,700	210,400	244,000	187,500	218,600	
14	165,600	221,000	148,700	203,500	226,400	298,000	375,600	175,500	212,000	245,300	189,500	220,000	
15	167,100	222,700	149,800	204,600	227,900	301,900	378,600	177,400	213,600	246,500	191,500	221,500	
16	168,700	224,500	150,800	205,700	229,200	305,700	382,200	179,200	215,200	247,800	193,500	222,700	
17	169,800	226,100	151,900	206,600	230,000	309,300	385,600	181,100	216,600	248,600	195,500	224,100	
18	171,200	227,800	153,300	207,700	230,700	312,800	388,300	182,600	218,200	249,800	197,500	225,600	
19	172,600	229,400	154,500	208,700	231,600	316,300	390,800	184,400	219,900	250,900	199,500	227,100	
20	174,000	230,900	155,700	209,700	232,600	319,800	393,400	186,200	221,600	252,000	201,500	228,600	
21	175,300	232,200	156,800	210,600	233,200	323,400	396,100	187,700	222,900	253,400	203,500	229,700	
22	177,800	233,800	158,000	211,700	234,700	327,100	398,300	189,200	224,400	254,200	205,400	231,400	
23	180,300	235,400	159,200	212,800	236,000	330,500	400,200	190,700	225,800	255,100	207,500	233,100	
24	182,800	236,900	160,400	213,700	237,000	333,800	401,800	192,200	227,300	256,000	209,600	234,700	
25	185,200	237,900	161,500	214,600	238,300	337,300	403,800	193,800	228,500	257,000	211,200	236,000	
26	186,900	239,400	163,000	215,500	239,500	339,800	406,100	195,100	229,900	258,100	212,500	237,700	
27	188,500	240,700	164,500	216,200	240,800	342,400	408,300	196,600	231,200	259,200	213,700	239,400	
28	190,200	241,900	166,000	217,100	242,000	344,700	410,600	198,000	232,400	260,400	215,000	241,100	

29	191,700	243,100	167,400	217,900	242,800	347,100	412,900	199,500	233,600	261,800	216,200	242,700
30	193,400	244,100	168,800	219,100	244,000	348,900	415,000	200,700	234,900	263,400	217,300	244,100
31	195,200	245,100	170,300	220,100	245,200	350,700	417,000	202,000	236,400	265,000	218,600	245,400
32	196,900	246,100	171,800	220,900	246,300	352,700	419,100	203,300	237,700	266,500	219,700	246,500
33	198,500	247,200	173,100	221,500	247,400	354,900	421,000	204,700	238,700	267,800	221,000	247,500
34	199,900	248,100	174,800	222,500	248,400	357,200	422,800	206,100	240,000	269,500	222,300	248,600
35	201,400	249,000	176,500	223,600	249,500	359,300	424,600	207,400	240,900	271,100	223,600	249,500
36	202,900	250,000	178,200	224,700	250,500	361,600	426,600	208,800	242,100	272,700	224,900	250,500
37	204,200	250,900	179,900	225,200	251,600	363,700	428,500	209,900	243,400	274,100	226,000	251,200
38	205,500	252,200	181,300	226,300	252,500	366,100	430,500	211,200	244,500	275,600	227,400	252,200
39	206,700	253,400	183,000	227,400	253,500	368,300	432,400	212,500	245,600	277,200	228,700	253,100
40	208,000	254,700	184,500	228,400	254,500	370,300	434,400	213,800	246,700	278,600	230,100	254,100
41	209,300	256,000	185,800	229,200	255,500	372,500	436,200	214,900	247,800	279,800	231,000	254,500
42	210,600	257,400	187,200	230,200	256,700	373,500	438,000	216,100	248,700	281,200	232,400	255,400
43	211,900	258,600	188,500	231,200	257,600	374,300	439,700	217,300	249,600	282,700	233,700	256,200
44	213,200	259,800	189,900	232,100	258,900	375,000	441,500	218,500	250,400	284,200	235,100	256,900
45	214,300	260,900	191,400	233,000	259,600	376,200	443,300	219,600	251,500	285,700	236,300	257,700
46	215,600	262,100	192,700	233,900	260,600	377,600	445,100	220,700	252,800	287,400	237,700	258,400
47	216,900	263,400	194,100	234,700	261,700	379,100	446,900	221,700	254,100	289,100	239,000	259,300
48	218,200	264,500	195,500	235,400	262,600	380,600	448,600	222,700	255,300	290,700	240,300	260,100
49	219,200	265,600	196,800	236,300	263,700	381,700	450,400	223,600	256,800	291,900	241,200	260,900
50	220,300	266,600	197,900	237,300	264,700	382,700	452,100	224,500	258,200	293,500	242,300	261,800
51	221,300	267,800	199,000	238,300	265,800	383,700	453,900	225,400	259,400	294,800	243,300	262,700
52	222,300	268,900	200,200	239,300	266,500	384,500	455,700	226,300	260,600	296,400	244,300	263,700
53	223,300	269,900	201,300	240,300	267,200	385,400	457,600	226,600	261,600	297,700	245,000	264,800
54	224,200	270,900	202,400	241,300	268,000	386,300	458,800	227,400	262,900	299,200	246,000	266,000
55	225,100	272,000	203,300	242,000	269,000	387,000	460,000	228,000	264,200	300,600	246,900	267,300
56	226,000	273,100	204,400	242,700	270,000	387,900	461,200	228,800	265,300	302,100	247,800	268,600
57	226,300	274,000	205,500	243,500	270,800	388,600	462,400	229,500	266,100	303,100	248,500	270,000
58	227,100	275,000	206,400	244,400	271,800	389,500	463,400	230,200	267,300	304,300	249,500	271,500
59	227,800	275,900	207,400	245,300	272,900	390,300	464,400	230,800	268,500	305,500	250,100	272,900
60	228,500	277,000	208,400	246,000	273,900	391,100	465,400	231,400	269,600	306,900	250,900	274,300
61	229,200	278,100	209,500	246,800	274,900	391,600	466,200	232,100	270,500	308,200	251,700	275,600
62	230,000	279,100	210,400	247,600	276,000	392,100	466,900	232,700	271,600	309,400	252,500	276,900
63	230,700	280,000	211,300	248,500	276,800	392,500	467,600	233,300	272,700	310,700	253,300	278,300
64	231,300	281,000	212,200	249,200	277,900	393,000	468,300	234,000	273,800	311,900	254,100	279,400

65	231,900	281,500	212,800	250,000	278,700	393,300	469,000	234,600	274,600	313,300	254,800	280,500
66	232,500	282,400	213,600	250,600	279,500		469,700	235,300	275,700	314,100	255,500	281,800
67	233,100	283,100	214,300	251,300	280,300		470,400	236,000	276,600	314,900	256,300	283,100
68	233,800	284,000	215,000	251,800	281,100		471,000	236,700	277,700	315,700	257,000	284,400
69	234,500	285,000	215,400	252,500	281,700		471,300	237,300	278,700	316,300	257,800	285,500
70	235,100	285,800	215,800	253,100	282,500		472,000	237,900	279,700	317,000	258,600	287,000
71	235,600	286,600	216,100	253,500	283,300		472,700	238,500	280,800	317,700	259,500	288,500
72	236,300	287,400	216,400	253,900	284,000		473,400	239,000	281,900	318,300	260,500	289,900
73	237,000	288,200	216,600	254,100	284,800		473,800	239,600	282,500	319,000	261,800	290,900
74	237,600	288,700	217,000	254,500	285,500		474,400	240,300	283,200	319,200	263,100	292,300
75	238,200	289,100	217,400	255,000	286,300		475,100	241,000	283,700	319,800	264,200	293,500
76	238,700	289,600	218,000	255,500	287,100		475,800	241,500	284,500	320,400	265,300	294,800
77	239,300	289,800	218,200	255,800	287,700		476,200	241,900	285,300	321,000	266,200	296,200
78	240,000	290,100	218,700	256,200	288,200		476,800	242,400	285,900	321,500	267,200	297,500
79	240,700	290,300	219,100	256,700	288,700		477,400	242,900	286,500	322,000	268,400	298,700
80	241,200	290,700	219,500	257,200	289,100		477,900	243,200	287,100	322,500	269,400	300,000
81	241,700	290,900	220,000	257,500	289,500		478,500	243,500	287,800	323,100	270,300	300,500
82	242,300	291,100	220,300	257,800	289,900		479,000	243,800	288,300	323,600	271,200	301,700
83	242,900	291,500	220,600	258,100	290,400		479,500	244,100	288,700	324,000	272,200	302,800
84	243,400	291,800	221,000	258,400	290,900		480,000	244,400	289,100	324,500	273,100	304,000
85	243,900	292,100	221,500	258,600	291,300		480,400	244,700	289,300	325,000	273,900	305,100
86	244,500	292,400	221,900	258,800	291,900		481,000		289,500	325,400	274,700	306,300
87	245,100	292,700	222,300	259,100	292,500		481,400		289,700	325,600	275,600	307,500
88	245,600	293,100	223,000	259,400	293,100		481,900		289,900	326,000	276,500	308,600
89	246,100	293,400	223,400	259,600	293,400		482,400		290,300	326,400	277,300	309,900
90	246,600	293,800	223,900	259,800	293,900		483,000		290,500	326,800	278,200	311,100
91	246,900	294,100	224,400	260,200	294,400		483,600		290,700	327,200	279,000	312,300
92	247,300	294,500	224,800	260,400	294,800		484,000		290,900	327,600	280,000	313,500
93	247,600	294,700	225,100	260,700	295,200		484,500		291,300	327,900	280,900	314,300
94		294,900	225,500	261,100	295,700		485,100		291,500	328,100	281,900	315,000
95		295,200	225,900	261,400	296,200		485,700		291,700	328,500	282,800	315,700
96		295,600	226,200	261,700	296,700		486,300		292,000	328,800	283,800	316,300
97		295,800	226,500	261,900	297,000		486,800		292,400	329,000	284,400	317,000
98		296,100	226,900	262,200	297,400				292,700	329,300	285,200	317,300
99		296,500	227,300	262,400	297,900				292,900	329,600	285,800	317,900
100		296,900	227,700	262,700	298,400				293,200	329,900	286,700	318,600

101		297,100	228,100	263,000	298,800				293,500	330,100	287,500	319,000
102		297,400	228,500	263,200	299,200				293,700	330,400	288,300	319,600
103		297,800	228,900	263,500	299,500				293,900	330,800	289,100	320,200
104		298,100	229,300	263,800	299,800				294,200	331,000	289,900	320,800
105		298,300	229,700	264,000	300,100				294,500	331,200	290,600	321,200
106		298,600	230,200	264,200	300,500					331,400	291,100	321,700
107		299,000	230,500	264,500	300,900					331,800	291,600	322,200
108		299,300	230,900	264,700	301,300					332,000	292,100	322,700
109		299,500	231,100	265,000	301,600					332,200	292,300	323,100
110		299,900	231,500	265,300	302,000					332,600	292,600	323,500
111		300,300	232,000	265,600	302,400					333,000	292,800	323,800
112		300,600	232,400	265,800	302,700					333,400	293,200	324,100
113		300,800	232,600	266,000	302,900					333,600	293,500	324,500
114		301,000	233,100	266,300	303,200						293,700	324,900
115		301,300	233,600	266,500	303,500						294,100	325,300
116		301,700	234,100	266,700	303,700						294,400	325,600
117		301,900	234,400	267,000	303,900						294,700	325,800
118		302,100	234,800	267,300	304,200						295,000	326,100
119		302,400	235,200	267,600	304,500						295,300	326,500
120		302,700	235,600	267,900	304,700						295,700	326,700
121		303,100	236,000	268,100	304,900						296,000	326,900
122		303,300		268,300	305,200						296,400	327,200
123		303,600		268,600	305,500						296,700	327,500
124		303,900		268,900	305,700						297,100	327,800
125		304,200		269,100	305,900						297,300	328,000
126				269,300	306,200						297,500	328,300
127				269,600	306,500						297,800	328,700
128				269,900	306,700						298,200	328,900
129				270,100	306,900						298,400	329,100
130				270,300	307,200						298,700	329,300
131				270,600	307,500						299,100	329,700
132				270,900	307,700						299,500	329,900
133				271,100	307,900						299,700	330,200
134				271,300							300,000	330,600
135				271,600							300,400	331,000
136				271,900							300,700	331,400

137				272,100							300,900	331,700
138											301,200	332,100
139											301,600	332,500
140											301,900	332,900
141											302,100	333,200
142											302,500	333,600
143											302,900	333,900
144											303,200	334,300
145											303,400	334,600
146											303,600	335,000
147											303,900	335,400
148											304,300	335,800
149											304,500	336,100
150											304,700	336,500
151											305,000	336,900
152											305,300	337,300
153											305,700	337,600
154											305,900	
155											306,100	
156											306,400	
157											306,700	
158											307,000	
159											307,300	
160											307,600	
161											308,000	
162											308,300	
163											308,600	
164											308,900	
165											309,300	
166											309,600	
167											309,900	
168											310,200	
169											310,600	

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。
- 2 行政職 1 の欄は、他の職種の区分に属さない全ての会計年度任用職員に適用する。

ただし、第34条に規定する会計年度任用職員を除く。

- 3 行政職2の欄は、会計年度任用職員の事務補助員、ホームヘルパー、介護支援専門員その他市長が定める職員に適用する。
- 4 医療職1の欄は、病院等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師に適用する。
- 5 医療職2の欄は、病院、健康センター等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、臨床検査技師その他の医療技術職員等に適用する。
- 6 医療職3の欄は、病院、健康センター等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の医療職員等に適用する。

(砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年砺波市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第9条 砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の砺波市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の砺波市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例(次条において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第8条の規定による改正後の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砺波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の砺波市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第8条の規定による改正前の砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第70号

砺波市職員定数条例の一部改正について

砺波市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員定数条例の一部を改正する条例

砺波市職員定数条例（平成16年砺波市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「868人」を「900人」に改め、同号イ中「663人」を「695人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第71号

砺波市職員の定年等に関する条例の一部改正について

砺波市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の定年等に関する条例（平成16年砺波市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）

を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第6条を削り、本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（1） 砺波市職員の給与に関する条例（平成16年砺波市条例第39号）第13条第1項に規定する職

（2） 砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年砺波市条例第164号）第5条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行

能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時

間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、砺波市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年砺波市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)

にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の砺波市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の砺波市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第

3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職に

あつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年

に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した

後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第72号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月1日 提出

砺波市長 夏野 修

記

1 譲渡する財産

建物所在	砺波市庄川町金屋字岩黒16番2（旧庄川民芸館）
構造	鉄筋コンクリート平屋建日本瓦葺
延床面積	234.03平方メートル

2 譲渡の相手方

高岡市二上町180番地
一般社団法人たびのひと
代表理事 西島 治樹

議案第73号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる 団体の名称	指定の期間
砺波市砺波総合運動公園 (砺波市温水プール)	特定非営利活動法人 SEIBUスポーツ クラブ	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第 7 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる 団体の名称	指定の期間
夢の平コスモス荘、砺波市夢の平ペアリフト及び夢の平公園	砺波市五谷観光企業組合	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第75号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月1日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる 団体の名称	指定の期間
砺波市出町子供歌舞伎 曳山会館	砺波商工会議所	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第 76 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地
五郎丸太田線	五郎丸	太田	
太田 7 号線	太田	太田	

2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地
五郎丸太田線	五郎丸	太田	
太田 7 号線	太田	太田	

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月1日 提出

砺波市長 夏野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
6	令和4年9月22日に砺波市高波地内で発生した消火栓蓋破損による車両損傷事故	砺波市在住 1人	市が支払う額 546,678円	令和4年 11月10日

